

千葉県中小企業再建支援金

**台風・大雨被害※により、令和元年の
事業収入が本来より下がっている方へ**

※令和元年房総半島台風（第15号）、東日本台風（第19号）、
10月25日の大雨のいずれか

○ **確定申告書類で平成30年の月別の売上が
わかる場合**

令和2年9月から12月のうち、任意のひと
月の売上（または連続する任意の3か月の売上
の合計）と、平成30年の同月の売上（または
同期の売上の合計）を比較することができます。

○ **確定申告書類で平成30年の月別売上がわか
らない場合**

令和2年9月から12月のうち、任意のひと
月の売上（または連続する任意の3か月の売上
の合計）と、平成30年の年間事業収入月平均
額（または年間事業収入月平均を3倍した額）
を比較することができます。

追加提出書類：同災害に係る罹災証明書等※

※発行する市町村によって名称が異なるため、同義
の書類であれば可とします。

千葉県中小企業再建支援金相談センター

0570-04-4894【9時~17時（平日のみ）】

